

「民主党目を守る議員連盟」規約（案）

第一条（名称）

本連盟は、「民主党目を守る議員連盟」と称する。

第二条（目的）

本連盟は、医療関係各団体などと連携し、眼科医療の充実と発展を推進し、もって国民の健康と福祉の増進することを目的とする。

第三条（会員）

本連盟は、前条の目的に賛同する民主党所属衆参両院議員をもって構成する。

第四条（役員）

本連盟には、次の役員を置く。

顧問若干名、会長一名、副会長若干名、幹事長一名、幹事若干名、事務局長一名、事務局長代理一名

第五条（総会）

本連盟の総会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

第六条（事業）

本連盟は、第二条の目的を達成するための事業を行う。

第七条（会費）

本連盟の経費は、会費をもってこれに充てる。会費は月額 200 円とし、議員歳費より徴収する。

第八条（その他）

本連盟の運営に必要な事項は役員において協議し、その同意をもって実施するものとする。

第九条（施行）

本規約は、本連盟の設立総会の日より施行する。

以上